昭和44年3月の地方自治法改正について

第61回国会　参議院　地方行政委員会　第4号　昭和44年3月18日

○政府委員（長野士郎君）　地方自治法の一部改正の大臣の説明に対しまして補足さしていただきます。

　（中略）

第二番目は、「市町村は、議会の議決を経て行政運営の基本構想を定め、これに則して事務を処理するようにしなければならない」という規定を入れたいと思うのでございます。これは市町村につきまして行政運営を、総合的、長期的、計画的に行なっていくという要請は、最近の地域関係の立法の制定に伴いましてますます必要になってまいりました。最近におきましては、新しい都市計画法におきましても、市町村の定めた基本構想に基づいて都市計画をつくるというような規定になっております。農業地域の振興の関係の法律につきましても、そういうことになっておりまして、市町村が基礎的な団体として行政運営の基本構想を定めるようにするということを、地方自治の基本的なあり方、市町村運営のあり方として基本規定として入れさしていただきたいというわけでございます。

第61回国会　衆議院　地方行政委員会　第15号　昭和44年3月20日

○太田委員

その次の行政運営の基本構想でございますが、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」これは具体的にどういうことですか。これを特に今回入れた理由は何ですか。どんなことでも議会にはからなければ、その理事者は何もできないということですか。

○長野政府委員　元来自治体といたしまして事務を処理するにあたりましては、行政運営の基本的な方針を立てまして、そして計画的にかつ総合的な行政を行なうということが大きな使命でございます。総合的にそういう運営をはかっていくということは当然の責務だというふうに考えられます。特にここに例示をさせていただいたのは、最近都市計画法でありますとか農業振興地域の整備に関する法律が国会にいま提案されておりますが、そういうものとかいうような、最近地域計画的な振興整備に関する法制が相次いで制定されましたり、あるいは制定されようとしているようなかっこうがございます。そういうような場合に、市町村の中でそういう計画を定めるということができてくるものが多いわけでございます。そういう場合に、やはり市町村としては、地方自治法では基礎的な地方団体という地位を与えておるわけでございますから、そういうものが基本的な構想を持っておって、そうして、そういう構想に即して具体の都市計画事業でありますとか、いろいろなものが自治法に即して行なわれるというような形で、現在の新しい都市計画法は、すでにそういう法制化を終えまして出発をしているわけでございます。そういうことがありますので、地方自治法はそういう意味の地方団体の運営の基本法という性格を持っておりますから、そういうものとうらはらといいますか、それを受けたような形といいますか、それの根元になるような形といいますか、そういうことでやはりこの際規定をさしていただくことが適切ではないか、こういうことなんでございます。これはしかし、法文も、これに即して行なうようにしなければならないというような規定のしかたをしておりまして、まあ法律の文句はいろいろな使い方がございますが、相なるべくはそういうことでやっていくのが、行政運営の基本としてのあり方としては正しい、こういう言い方にとどめておるわけでございます。

【参考】昭和43年の都市計画法の改正（昭和43年5月17日成立、同6月15日公布）

（都市計画を定める者）

第15条

　３　市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県知事が定めた都市計画に適合したものでなければならない

この条文の意味は、「新都市計画法逐条解説（建設省都市局都市計画課編　財団法人都市計画協会　昭和43年9月発行）」によると次のとおりである。

第３項は、市町村が定める都市計画は主として当該市町村の福祉の増進を目的とするものを内容とするのであるから、住民から直接選ばれた市町村の議会において、当該市町村の建設に関する基本構想として議決されたものがあれば、これを指針として都市計画を定めることが合目的的であり、また、市町村の定める都市計画は、都道府県知事が定めた都市計画に適合すべきであることも当然の事理であるので、その旨規定したものである。

　市町村が都市計画を決定する場合には、議会の議決を経ることは必要ではないが、市町村は条例によって議会に付議すべき旨を定めることができる（地方自治法第96条2項）。

　市町村の建設に関する基本構想とは、当該市町村の将来の人口、産業、土地利用、市街地発展の見通し、都市の性格等について総合的に検討を加えて作られる都市の将来のビジョンとその実現に関する計画である。